

成年後見制度

市民後見人

をやつてみませんか

第Ⅰ期 市民後見人養成講座の受講生募集

日 程 令和7年1月17日（金）～3月14日（金）全11回

会 場 イーストピアみやこ（宮古市宮町一丁目1-30）

定 員 20名

受 講 料 無料 ※会場までの交通費は自己負担

申込受付 10月1日（火）～11月29日（金） ※必着

そ の 他 受講要件や申込方法等の詳細については、
スマホで右のQRコードを読み込み、開催
要項から内容をご確認ください



【問い合わせ先】宮古圏域成年後見センター（☎ 0193-64-5051）

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などによつて、ひとりで決めるに不安や心配な方が、いろいろな契約や手続きをする際に、同じ地域に暮らすさまざまな人とつながつて、ご本人の思いを分かち合い、一緒に考え、お手伝いする制度です。

市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方の福祉サービスの契約や財産管理などを行い、その方が安心して地域で暮らせるよう支えます。一定の研修を受け、家庭裁判所により選任されます。

宮古圏域では、身近な市民の立場で支えてくださる市民後見人を必要としています。

